

## 香川県と流通科学大学との就職支援に関する覚書

香川県（以下「甲」という。）と流通科学大学（以下「乙」という。）とは、地域経済を支える人材の育成・確保に向け、下記のとおり、相互に連携・協力することに合意した。

### （連携・協力事項）

第1条 甲と乙は、学生の就職活動を支援することにより、香川県出身学生を中心にUターン・Iターン就職の促進を図るため、それぞれに連携調整窓口を設置し、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生に対する県内の企業情報、Uターン・Iターン促進事業、各種イベント等の周知に関する事。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関する事。
- (3) 保護者向けの就職セミナーの開催に関する事。
- (4) 学生のUターン・Iターン就職に係る情報交換及び実績把握に関する事。
- (5) 学生・保護者に対するUターン・Iターン就職に係る情報提供に関する事。
- (6) 県内企業等における学生のインターンシップ受入の支援に関する事。
- (7) その他、学生のUターン・Iターン就職促進に関する事。

### （守秘義務）

第2条 甲と乙は、前条各号に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し提供し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （連携・協力体制の期間）

第3条 本連携・協力体制の有効期間は、本合意に至った日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合、連携・協力体制は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の決定）

第4条 本書面に定めのない事項又は本連携・協力体制に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

以上を合意した証とするため、本書面2通を作成し、甲乙それぞれ記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事

浜田 恵造



乙 神戸市西区学園西町三丁目1番

流通科学大学

学 長

中内 潤

